

ACSV MONTHLY LETTER

平成27年12月16日、「平成28年度税制改正大綱」が発表されました。法人実効税率が引き下げられますが、外形標準課税や減価償却方法などは課税が拡大されます。

この改正のうち中小企業・個人に関連する主な改正は以下の通りです。

なお、消費税10%引上げ時に軽減税率（飲食料品、定期購読新聞等）が導入されますが、詳細が決まってから紹介する予定です。

● 法人税率を引き下げ 法人税：減税

法人税率が以下の通り引き下げられます。

なお、中小企業（資本金1億円以下の法人）の年800万円以下の所得金額に適用されている軽減税率（15%）は前年度に2年間延長され、平成29年3月31日までの間に開始する事業年度までとされています。

	H27.4.1～	H28.4.1～	H29.4.1～
期末資本金1億円以下で 課税所得800万円以下	15%	15%	19%
期末資本金1億円または 課税所得800万円超部分	23.9%	23.4%	23.2%

なお、法人住民税は、法人税額に約20%を乗じて計算されます。

● 減価償却方法の見直し 法人税：増税

平成28年4月1日以後に取得する建物附属設備や構築物の償却方法について、定率法が廃止され、定額法のみとされます。

なお、従来どおり建物は定額法、機械装置・車両運搬具・工具器具備品は定率法により償却計算します。

● 繰越欠損金の控除限度額の引き下げ 法人税：減税

資本金が1億円超などの大企業の繰越欠損金の「控除限度額（現行は所得金額の65%）」は、平成28年度は「60%」、29年度は「55%」、30年度は「50%」、と段階的に引き下げられます。

■ 税務カレンダー

	内容	備考
2月	所得税の確定申告・贈与税の申告	2月16日～3月16日
3月	個人事業者の消費税確定申告	末日まで

（注）法人税の確定申告期限は、決算日より2ヶ月以内です。

個人所得税の確定申告・贈与税申告は翌年3月15日です。

源泉所得税の納付期限は、翌月10日です（納期特例を除く）。

住民税納付の日程については、上記と異なる地域があります。